

虐待防止のための指針

法人名 株式会社さわやかプラザ
事業所名 さわやか介護支援センター

指定居宅サービス等の事業の人員、施設及び運営に関する基準省令35条の2に基づく虐待防止のための指針を以下のように定める。

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要です。さわやか介護支援センターでは、同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成し、当事業所が掲げる理念を実現させるため、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じます。そのための具体的な組織体制、取組内容等について、本指針に定めるとともに、運営規定に明示します。

なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、当施設では「高齢者虐待」を資料1のような行為として整理します。また、介護保険法にも人格尊重義務がうたわれていることや、当施設のサービス内容及び社会的意義に鑑み、当施設職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及び、セルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とします。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止検討委員会の設置

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令35条の2に基づき、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討することを目的として、「さわやか介護支援センター 虐待防止検討委員会（以下、委員会）」を設置します。

(2) 委員会の組織

委員会の構成員は、会社代表、居宅支援事業管理者と常勤職員、訪問介護事業の管理者と常勤職員とします。必要に応じて委員を任命することとします。また必要に応じて、地域包括支援センターや松戸市地域包括ケア推進課に相談・助言を求めます。

委員会の責任者として委員長を置き、これを会社代表が務めます。

また、副委員長を訪問介護事業の管理者とするとともに、両名を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下、担当者）」とします。その他、各構成員の役割は下表のとおりとします。

【構成員ごとの役割】

構成員	役割
会社代表（居宅介護支援管理者兼務）	委員長（責任者） 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
訪問介護 管理者	副委員長 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
居宅介護支援 常勤職員	虐待防止対策の周知・進捗管理
訪問介護 常勤職員	医療的ケア等に関する検討
2事業所管理者	利用者・家族等への説明・相談対応
必要に応じて、外部有識者（医師・弁護士・社会福祉士等）	第三者かつ専門家の観点からの助言

(3) 委員会の開催

委員会は、委員長の招集により年間計画に基づき、年4回以上開催するとともに、必要に応じて随時、開催します。また、定期開催分については、身体拘束適正化委員会との共催（毎回）とします。

重大な虐待事例が発生した場合は、24時間以内に臨時委員会を開催し、対象者の安全確保、改善に向けた対応方法等を検討します。

委員会は、集合形式を原則とするが、必要に応じてオンライン等を活用して行います。その際、〇〇個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

(4) 委員会における検討事項（所掌事項）

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取組事項を決定します。

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事
- ② 虐待の防止のための指針の整備・見直しに関する事
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関する事
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
- ⑤ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、松戸市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事
- ⑧ 虐待事例が発生した場合は、委員会で事例検討を行うこと

(5) 結果の周知徹底

(委員会 で 検 討 す べ き 具 体 例)

●早期通報(通報先は地域包括支援センターまたは市役所)が行われたかどうかの

確認

●事例検討

○家庭内の虐待(養護者による虐待)の事例検討

○養護者以外による経済的虐待の事例検討

○当該事業所職員による虐待(養介護施設従事者等による虐待)の事例検討

○事業所から医師に行動抑制目的に鎮静剤投与を依頼した事例検討

○虐待に至らないグレーゾーンの事例検討

○虐待かどうかわからないが虐待が推測される事例検討

○現在進行中のすべての事例を、繰り返し、定期の委員会に議題として提出する終了した事例に関しても、今後の虐待防止に資すると判断される場合は議題とする

●事業所の事例対応の適切さに対する評価と助言

●事業所の高齢者虐待防止のための指針及びマニュアル等の作成・改定

●研修会の開催(市や地域包括支援センター等が行う研修会への参加で代用可)研修会を事業所職員全員が受けられるよう配慮する。(市や地域包括支援センター

等が行う研修会のアーカイブ等の視聴で代用可)。

●ヒヤリハット報告書の記載内容の分析と対策の検討

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

経験が豊富で技能が高い職員ほど、虐待事例・困難事例に適切に対応できます。

それゆえ、全職員の介護技能の研鑽が重要となります。一方で、優れた職員であっても、利用者に対して虐待を行う可能性があり、経験者でも内省が必要となります。これらことから、高い介護技術の獲得と内省する機会として全職員を対象とした研修会を実施します。研修会は、本指針に基づき、研修プログラムを作成し計画的に実施します。

(1) 定期開催

全職員に対し、年 1 回の研修会を実施します。なお、松戸市高齢者虐待防止ネットワークの発行するマニュアルを活用します。県や市、地域包括支援センターが行う「高齢者虐待」や「権利擁護」に関する研修会への出席をもって、定期開催の研修会の参加とすることもできます。

定期開催の研修会に参加していない、参加できない職員には、松戸市地域包括ケア推進課 高齢者虐待防止ネットワークのホームページ上にある「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けた研修動画」の視聴をもって、研修会に参加したものとします。

(2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新人職員研修カリキュラム内に定め、虐待等の防止を図るための研修を必ず実施します。

(3) 外部研修会へ参加

県や市、地域包括支援センターが行う「高齢者虐待」や「権利擁護」に関する研修会に職員が参加できるよう、業務の調整等を行います。

また、全職員が松戸市地域包括ケア推進課 高齢者虐待防止ネットワークのホームページ上にある「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けた研修動画」の視聴ができるように配慮します。

(4) 研修内容

研修内容は以下のものを基本とし、詳細は虐待防止検討委員会により定めます。

①自身の介護状況の振り返り

②虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識

③本指針に基づく取り組み方法

④虐待通報義務の履行、ならびに虐待等に関する相談・報告の方法

⑤委員会の活動内容及び委員会における決定事項

なお、①自身の介護状況の振り返りは、松戸市高齢者虐待防止ネットワークの発行する「松戸市高齢者虐待防止マニュアル 養介護施設用」に記載されている「施設従事者のための自己チェックリスト」を活用します。

(5) 研修記録

研修の実施回ごとに、研修実施記録を作成し、使用した資料とともに、記録簿ファイルに綴り、文書管理規定に則り保管・管理します。

(6) 研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底をはかるために、研修の開催日・時間帯等について委員会 で 検 討 し、参加率向上に努めます。また、研修ごとに参加率を算出して委員会内で評価するとともに、欠席者に対しては各フロアーリーダーにより伝達し、その結果も研修記録に含めます。

4. 虐待(虐待の疑い)等を見つけた場合の対応方法に関する基本方針

(1) 市町村等への通報

虐待を疑う場面に立ち会ったり、虐待と認められる行為等を見つけた場合、通報義務が発生します(高齢者虐待防止法第7条第2項)。したがって、虐待が疑われる、もしくは、虐待を見つけた場合は、速やかに下記へ通報してください。その後、委員会の構成員もしくは、管理職に報告をお願いします。但し、委員会の構成員や管理職への報告は強制するものではありません。

なお、被虐待者の心身に深刻な影響や後遺症を生じる可能性の高い虐待事例に遭遇した際は、即時、警察あるいは救急車を要請してください。

また、通報者の秘密は守られます(高齢者虐待防止法 第8条、第23条)。通報した際に、氏名等を名乗らないことも可能です。

連絡先

() 地域包括支援センター

松戸市地域包括ケア推進課

電話 047-366-7343

FAX 047-366-7748

目前で暴力が行われているとき 110番へ

医療がすぐに必要な病気やけががあるととき 119番

高齢者いきいき安心センター(地域包括支援センター)一覧表

	地区名	所在地	担当地域	連絡先
1	あきらい 明第1	稔台7の13の2 第3山田マンション 101-A	根本・吉井町・小根本・緑ヶ丘 1～2 丁目・松戸新田・仲井町 1～3 丁目・稔台・稔台 1～8 丁目・岩瀬・野菊野・胡録台	TEL 700-5881 FAX 700-5567
2	あきらいにし 明第2西	栄町西 3の991の15	栄町 1～8 丁目・栄町西 1～5 丁目・樋野口・古ヶ崎・古ヶ崎 1～4 丁目	TEL 382-5707 FAX 382-5727
3	あきらいひがし 明第2東	上本郷3196 パインツリー コート1階	上本郷・北松戸 1～3 丁目・竹ヶ花・竹ヶ花西町・南花島・南花島 1～4 丁目・南花島中町・南花島向町	TEL 382-6294 FAX 312-4882
4	ほんちよう 本庁	松戸1292の1 シティハイツ1階	本町・松戸・小山・二十世紀が丘美野里町	TEL 363-6823 FAX 710-7198
5	やぎり 矢切	上矢切299-1 総合福祉会館内	上矢切・中矢切・下矢切・三矢小台 1～5 丁目・二十世紀が丘柿の木町・二十世紀が丘萩町・大橋〔旧有料道路(県道松戸・原木線)西側〕・栗山	TEL 710-6025 FAX 710-6027
6	とうぶ 東部	紙敷1186の8 第二南花園内	河原塚・田中新田・紙敷・紙敷 1～3 丁目・東松戸 1～4 丁目・秋山・秋山 1～3 丁目・高塚新田・和名ヶ谷・大橋〔旧有料道路(県道松戸・原木線)東側〕・二十世紀が丘丸山町・二十世紀が丘中松町・二十世紀が丘戸山町・二十世紀が丘梨元町	TEL 330-8866 FAX 330-8867
7	ときわだいら 常盤平	常盤平 3の11の1号 西友常盤平店5階	金ヶ作・千駄堀・常盤平 1～7 丁目〔常盤平団地の担当地域を除く〕・常盤平双葉町・常盤平西窪町・常盤平陣屋前・常盤平柳町・牧の原・牧の原 1～2 丁目・日暮・日暮 1～8 丁目・常盤平松葉町	TEL 330-6150 FAX 330-6260
8	ときわだいらだんち 常盤平団地	常盤平 2の24の2号 第C号棟5号室	常盤平1丁目のうち駅上市街地住宅・常盤平2丁目のうち1街区・常盤平3丁目のうち3街区・中央市街地住宅・駅前市街地住宅・セントラルハイツ・常盤平4丁目のうちE街区・常盤平7丁目のうち2街区・けやき通り住宅	TEL 382-6535 FAX 382-6536
9	ごこうまつひだい 五香松飛台	五香西2の35の8 齊藤ビル1階	串崎南町・串崎新田・松飛台・五香 1～8 丁目・五香西 1～6 丁目・五香南 1～3 丁目・五香六実	TEL 385-3957 FAX 385-3958
10	むつみろっこうだい 六美六高台	六高台2の6の5 リパティベル1階	高柳・高柳新田・六実 1～7 丁目・六高台西・六高台 1～9 丁目	TEL 383-0100 FAX 383-2288
11	こがね 小金	小金3 高橋ビル4階	幸田・幸田 1～5 丁目・中金杉 1～5 丁目・平賀・東平賀・殿平賀・久保平賀・大金平 1～5 丁目・大谷口・小金・小金きよしヶ丘 1～5 丁目・小金上総町・小金清志町 1～3 丁目・ニツ木・ニツ木二葉町・根本内(国道6号西側)	TEL 374-5221 FAX 349-0560
12	こがねはら 小金原	栗ヶ沢789の22	根本内(国道6号東側)・小金原 1～9 丁目・栗ヶ沢・八ヶ崎 1 丁目・小金1700番台	TEL 383-3111 FAX 385-3071
13	しんまつど 新松戸	新松戸1の414 大清堂ビル1階	横須賀 1～2 丁目・新松戸 1～7 丁目・新松戸東・新松戸北 1～2 丁目・小金1100～1300番台	TEL 346-2500 FAX 346-2514
14	まばしにし 馬橋西	西馬橋広手町 40の1 秀栄ビル101	旭町 1～4 丁目・外河原・七右衛門新田・主水新田・新松戸南 1～3 丁目・西馬橋 1～5 丁目・西馬橋相川町・西馬橋蔵元町・西馬橋幸町・西馬橋広手町・馬橋(JR線西側)	TEL 711-9430 FAX 711-9433
15	まばし 馬橋	中和倉130 第1コーポンダ 1階	馬橋(JR線東側)・三ヶ月・幸谷・八ヶ崎・八ヶ崎緑町・八ヶ崎 2～8 丁目・中根・新作・中根長津町・中和倉	TEL 374-5533 FAX 374-5501